平成３０年２月２５日（日）
司法書士による無料電話相談
「インターネットによる誹謗中傷トラブル被害者相談会」
を実施します

長野県司法書士会
会長　室　賀　真喜男

長野県司法書士会は標記相談会を開催し、ＳＮＳや匿名掲示板等インターネットによる、誹謗中傷をはじめとする侮辱や名誉毀損に該当するような被害によって、心に大きな傷を負った方々を対象に、下記により電話による無料相談をお受けします。

◆日　　時　平成３０年２月２５日（日）１０：００～１６：００
◆電話番号　０１２０－４４８－７８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料　無料
◆相 談 例　・Twitter・2ch等のＳＮＳや匿名掲示板で、言われ無き誹謗中傷の記事が掲載されている。
・元配偶者や元交際相手から自身のわいせつな画像や動画等を勝手にアップされている。
・自社の商品について、事実無根であるにも関わらず「産地を偽装」している等のデマの記事を発見した。
◆問合せ先　長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

当会では、「犯罪被害者週間」に合わせ、犯罪被害者を支援するため、犯罪被害者のための相談会を一昨年から実施しております。本年は犯罪被害者の中でも、インターネット上での誹謗中傷や個人情報の流出などの被害を受けた方を対象に上記の通り相談会を開催することといたしました。

情報化社会の現代では、誰しも容易にインターネットへ接続できてしまうことから、このようなトラブルが増え続けています。インターネットという性質上、何気ない書き込みや添付したファイルが瞬く間に全世界へ拡散してしまい、被害が深刻化するおそれがあります。

被害者が誰にも相談できず、泣き寝入りしてしまうことにならないよう、司法書士がインターネット上のトラブルについて、被害者の相談に対応いたします。

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、１４０万円以下の損害賠償、慰謝料請求等の場合には、代理人となることができます。また、簡易裁判所以外の裁判所（民事・刑事）においても、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 本件に関するお問合せ先 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事 小林竜朗（TEL：0268-22-8110 FAX：0268-22-8420）